

総 括 調 査 票

事案名	(35)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（地域間交流拠点の整備）			調査対象 予算額	平成26年度：6,540百万円 平成25年度：6,233百万円		
所管	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計	調査区分	共同調査
						取りまとめ財務局	(近畿財務局)

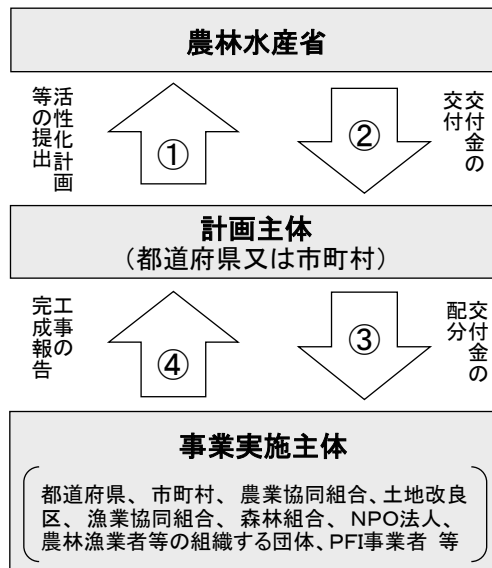
①調査事案の概要

事案の概要

農山漁村活性化法に基づき都道府県や市町村が作成した定住・交流促進のための活性化計画（全国で1,603計画策定）の実現に向けた、農林漁業の振興、定住・都市との地域間交流を図るための生産基盤・生産施設の整備、生活環境の整備及び交流拠点の整備等の取組に対する支援

交付金の流れ

- ・ 交付先：都道府県又は市町村
- ・ 補助率：定額（定額、1／2等）



交付対象施設

(生産基盤及び施設)	(生活環境施設)	(地域間交流拠点)	(資源の有効利用等)
			
農林水産物集出荷貯蔵施設	簡易給水施設	地域連携販売力強化施設	地域資源循環活用施設
〔区画整理、農業用排水路、育苗施設、農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 等〕	〔簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等〕	〔廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業体験施設、地域連携販売力強化施設 等〕	〔遊休農地解消支援、地域資源循環活用施設、新規需要米生産製造連携施設、集落拠点強化施設 等〕

調査対象

本交付金により地域間交流拠点の整備を行った都道府県・市町村 105 先

調査方法

- ①書面による調査 105 先
- ②現地調査（事業実施主体へのヒアリング、整備施設の現地調査） 11 先

総 括 調 査 票

事業名 (35) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（地域間交流拠点の整備）

②調査の視点

1. 活性化計画に位置付けられた事業活用活性化計画目標（以下、「計画目標」という。）の達成が図られているか

【計画目標の例】

- 交流人口の増加
現状 9 千人／年
目標 1 万 2 千人／年
- 特産物の販売額の増加
現状 1.5 百万円
目標 1.7 百万円

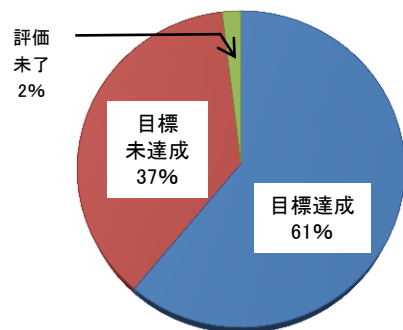
2. 本交付金の効果的な活用のため、事業メニューについて改善策はないか

3. 他の施策との重複はないか

③調査結果及びその分析

1. 計画目標の達成状況の検証

- ・ 計画目標を達成した活性化計画（64 計画）は 61%、未達成の活性化計画（39 計画）は 37%という結果であった。（調査対象：105 計画）



※ 目標値の 9 割以上の達成を以って「目標達成」と整理

- ・ 都道府県や市町村の単独事業など、本交付金以外の施策と併せて実施することで活性化計画を達成している事例も多く見受けられる。

	計画主体数(103団体)			取組区分数(取組数135件)							計
	他施策無	他施策有	うち複数取組	都道府県 単独補助(ハード)	都道府県 単独補助(ソフト)	市町村 単独補助(ハード)	市町村 単独補助(ソフト)	制度改善 (条例改正等)	自主取組	その他	
目標達成	20	44	16	4	7	11	16	2	24	14	78
目標未達成	11	28	16	5	3	5	21	1	16	6	57
計	31	72	32	9	10	16	37	3	40	20	135

- ・ 計画目標の達成状況が低調（7 割未満）である場合、本交付金の要綱上、計画主体に改善計画の作成を義務付けている。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 活性化計画の計画目標達成に向けて

計画目標の達成状況が 7 割未満である場合には改善計画の作成が義務付けられているところ。

しかし、国費を投入している以上、達成状況が 7 割以上の場合についても、計画目標の達成が図られるよう、農林水産省においては、単独事業の追加など計画主体による自主的な取組みを促し、結果をフォローアップすべき。

総 括 調 査 票

事案名 (35) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（地域間交流拠点の整備）

③調査結果及びその分析

2. 本交付金の効果的な活用のための事業メニューの検討

「地域間交流拠点」の整備に係る事業メニューと
実施された事業数

事業メニュー	実施事業数
地域連携販売力強化施設	35
都市農山漁村総合交流促進施設	18
廃校・廃屋等改修交流施設	18
農林漁業体験施設	17
地域資源活用交流促進施設	14
自然環境保全・活用施設	14
地域資源活用交流促進施設	14
農山漁村体験施設	8
教養文化・知識習得施設	3
受入機能強化施設	2
木材利活用促進施設	2
交流活動基盤施設	1
宿泊体験活動受入拠点施設	1

- ・ 事業メニューが複数あることから選択の幅が広がる一方、活用実績の少ない事業メニューも存在しており、偏りがみられる。
- ・ また、複数の事業メニューを組み合わせる事例も見受けられた。
(例)
都市農山漁村総合交流促進施設（農家レストラン）
自然環境保全・活用施設（ため池を釣り堀として利用）
- ・ 調査を通じて本交付金に対して寄せられた意見の中では、「他の計画主体の取組み事例を紹介してほしい」といった、優良事例の紹介を要望する意見が多かった。

他の計画主体の事例・ 情報の提供を要望	手続きの簡素化	その他
26	2	10

④今後の改善点・検討の方向性

2. 事業メニューの今後の在り方

農山漁村活性化法の施行や本交付金の創設から7年が経過し、これまで数々の活性化計画に対して支援してきたところ。

現下の厳しい財政状況を踏まえると、今後は、限られた財源を効果的な計画に重点化して措置していく必要。

このため、農林水産省においては、活用実績の少ない事業メニューについて廃止・統合を含めた必要性の検討を行うとともに、これまでの事例を検証し、優良事例の横展開を図るべき。

総 括 調 査 票

事案名 (35) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（地域間交流拠点の整備）

③調査結果及びその分析

3. 他の施策との重複

- 本交付金は平成 19 年度に創設され、現在約 60 の事業メニューがある。
このうち、例えば「自然・資源活用施設」は農業用水路の落差を利用して発電する、いわゆる「小水力発電」を整備するものであるが、交付金創設時には、本交付金の事業メニューが唯一の支援措置であった。しかし、平成 22 年度に農山漁村地域整備交付金（以下、「整備交付金」）が創設され、整備交付金においても「小水力発電」の整備が可能となっている。

【重複している事業メニューの検討】

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金		農山漁村地域整備交付金	
基盤整備	受益面積 5ha以上	農業用排水施設 ※	受益面積 20ha以上 * ただし、※印は土地改良法に基づかない簡易な整備が可能（総事業費200万円以上）
		農業用道路	
		暗きょ排水 ※	
		客土	
		区画整理 ※	
		農地造成	
		交換分合	
		農用地保全 ※	
生産施設		農業経営高度化支援	
		農業集落道	
生活環境施設		富農飲雑用水施設	
		簡易排水施設（農業集落排水施設）	
地域間交流拠点	単独実施可	防災安全施設	基盤整備と一体的に実施
		都市農山漁村総合交流促進施設	
		交流活動基盤施設	
		農林漁業体験施設	
		自然環境保全・活用施設	
その他		遊休農地解消支援	* ただし、土地改良施設等の小水力発電、集排施設の太陽光発電は単独実施可
		リサイクル施設	
		自然・資源活用施設	
		高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	
		景観・生態系保全整備	

- 基盤整備については、本交付金が受益面積 5ha 以上の事業を対象とする一方、整備交付金が受益面積 20ha 以上の事業を対象としており、重複はない。
しかし、畦畔除去など簡易な整備については、整備交付金において受益面積要件はなく、本交付金の代替として活用が可能。
- 施設整備については、本交付金では単独実施が可能である一方、整備交付金では基盤整備と一体的な整備を要件としている。
しかし、整備交付金において、
① 土地改良施設等の小水力発電、集落排水施設の太陽光発電の整備については単独実施を認めており、本交付金の代替として活用が可能。
② また、「一体的な整備」とは、基盤整備の実施地区内のほか、隣接する農業集落に係る整備であり、実施区域に活性化計画の区域が隣接する場合には、本交付金の代替として活用が可能。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 他の施策も活用した活性化計画の事業進捗

活性化計画の支援策として、主に本交付金を活用してきたところ。

たとえば、本交付金の後に創設された農山漁村地域整備交付金においても、支援が可能な事業メニューが存在。

限りある財源を有効に活用し、活性化計画の事業進捗を図るため、農林水産省においては、本交付金のほか農山漁村地域整備交付金など他の施策の積極的な活用を促すべき。

